

島根県

訪問看護支援事業一覧

令和6年度

島根県高齢者福祉課・医療政策課
島根県訪問看護支援センター
(公益社団法人島根県看護協会)



訪問看護支援事業一覧 目次

※令和6年2月時点

< 人材確保・定着支援 >

- 01 訪問看護師確保対策事業 補助金交付 P2
- 02 新卒等訪問看護師育成事業 育成支援 補助金交付 P3

< 訪問看護の質の向上 >

- 03 訪問看護相互研修 研修 受入機関へ指導料支払いあり P4
- 04 訪問看護ステーション出向研修事業 研修 費用補助あり P5
- 05 訪問看護推進研修 研修 P6
- 06 訪問看護師養成講習会 研修 P7
- 07 看護職員キャリアアップ支援事業 『中堅看護師』研修受講料補助 P8
- 08 特定行為研修関連教育受講支援事業 研修受講料補助 P9
- 09 在宅医療に関する体制整備事業 研修開催費・研修受講料 補助金あり P10

< 運営支援 >

- 10 訪問診療等設備整備事業 (車両・医療機器・器具) 補助金交付 P11
- 11 訪問看護ステーション支援事業 条件不利地域への訪問経費一部補助 P12
- 12 介護ロボット等導入支援事業 介護ロボット・ICT導入補助あり P13
- 13 訪問看護相談窓口 相談受け P14



1 補助金交付の目的

訪問看護ステーション等で訪問看護業務に従事する看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の確保を図るとともに、安定的な事業運営を確保し、もって、老人福祉の増進に資することを目的として交付する。

2 補助金交付の概要

*原則、一事業年度1事業所1名とするが、
補助対象期間が翌年度にまたがる場合、翌年度はこの限りではない。

(1) 対象となる事業所

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）による指定を受けた次の事業所とする。（以下「訪問看護ステーション等」という。）

- イ．訪問看護ステーション（法第71条第1項の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院及び診療所を除く。）
- ロ．定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ハ．看護小規模多機能型居宅介護事業所

(2) 対象となる看護職員について

- イ．訪問看護ステーション等での従事を希望する、看護師又は准看護師の資格を持つ失業者で、県内の訪問看護ステーション等での勤務経験者は除く。
- ロ．4月2日以降新たに雇用する者で、正規、常勤、非常勤の雇用形態は問わない。
- ハ．同一法人内又は関連法人からの異動は、原則として対象外とする。
- ニ．採用面接の時点で在職している場合、事業開始前に契約期間の満了等が確実な者を雇用する場合は、失業者として取り扱うことができる。
- ホ．新規学卒者の場合、失業者として取り扱うことができる。

(3) 対象経費について

補助対象期間の人件費とする。

賃金／通勤手当／賞与／諸手当／社会保険料に係る事業主負担分

(4) 補助対象期間

- イ．補助対象期間は、交付決定した年の採用日から起算して向こう6ヶ月間とする。
- ロ．但し、対象者が県外の訪問看護ステーション等での勤務経験者の場合は、交付決定した年の採用日から起算して向こう3ヶ月間とする。
- ハ．補助対象期間が2か年度にまたがる場合、今年度にかかる経費のみを交付対象として、翌年度にあらためて交付申請するものとする。

3 補助内容

【基準額】

1人あたり（6ヶ月間の額） 1,800千円

1人あたり（3ヶ月間の額） 900千円 ※月額300千円で計算した額を上限とする。

【補助率】 3 / 4

4 問い合わせ先

島根県健康福祉部 高齢者福祉課 TEL：0852-22-6385



1 事業目的

新たに新卒等訪問看護師を雇用又は配置し、島根県が策定した「島根県新卒等訪問看護師育成プログラム」を参考に、新卒等訪問看護師の教育体制を整備する訪問看護ステーション等を支援することにより、新卒等訪問看護師が不安なく訪問看護分野への就労を選択できる環境を整え、もって、就労を促し、質の高い訪問看護師の確保を図ることを目的とする。

2 事業内容

「新卒等訪問看護師」とは、看護基礎教育終了後、訪問看護ステーション等での勤務経験がなく、かつ、病院での勤務期間（休職期間を除く）が1年以内の看護師をいう。

(1) 対象事業者

訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所とする。

(2) 補助金の対象

補助金の対象とする期間は、雇用又は配置から1年とする。但し、新卒等訪問看護師の人件費については、雇用から9か月とする。

対象経費	基準額等
新卒等訪問看護師の人件費（給与、法定福利費、諸手当等）	一人あたり2,934千円 〔補助率：3/4以内〕
新卒等訪問看護師の資質向上に必要な研修参加費（交通費、長期滞在経費、受講料等。但し、採用職員が参加する研修に限る。）	一人あたり200千円 〔補助率：3/4以内〕
新卒等訪問看護師の研修受入機関（病院又は訪問看護ステーション）に対する研修料	一人あたり337千円 〔補助率：10/10以内〕

3 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書に関係書類を添付して、知事に提出するものとする。

4 育成支援

(1) 学習支援者会議の実施

新卒等訪問看護師やその指導者、施設管理者とともに、教育状況の確認・振り返りを行い、教育体制整備のために必要な支援を行う（隔月程度）。

(2) 新卒等訪問看護師交流会の実施

新卒等訪問看護師と指導者や管理者、過去に事業を活用した先輩訪問看護師やその管理者等を集めて交流会を開催し、悩みや課題、奏功事例の共有を図る。

5 問い合わせ先

島根県健康福祉部 医療政策課 TEL：0852-22-5252



1 目的

島根県内の病院や訪問看護ステーション等の看護師が、相互交流による研修を通じて相互の現状・課題や専門性を理解し、自施設での看護の質の向上を図る。
また、地域住民が住み慣れた地域で安心して在宅療養が継続できるよう地域包括ケアの実現に向けて、病院と訪問看護ステーション等の双方の看護の質の向上ならびに地域の看看連携の強化につながる機会とする。

2 対象

訪問看護ステーション、看護小規模多機能事業所、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所及び病院の看護師

3 研修の種類と内容

(1) 訪問看護ステーション等と病院の相互研修

【訪問看護ステーション等看護師が病院で研修】

- ①病院における入院から退院までの在宅療養支援の取組み
- ②医療的ケアについて、最新の知見や看護技術
- ③訪問看護ステーション等と病院の看看連携 等

【病院看護師が訪問看護ステーション等で研修】

- ①訪問看護の役割と活動内容
- ②在宅療養を支える体系的なサービス内容や他機関・多職種との連携
- ③病院と訪問看護ステーション等の看看連携 等

(2) 研修受講の申込・研修受講

- ・多様な医療ニーズに対するスキルや看護サービス、事業所運営等に対しての学び合いによる双方のスキルアップ

5 問い合わせ先

公益社団法人 島根県看護協会 TEL：0852-61-4331
島根県健康福祉部 高齢者福祉課 TEL：0852-22-6385



1 事業目的

病院の看護師が一定期間、地域の訪問看護ステーションに出向し、訪問看護に従事しながら退院支援・在宅療養支援のスキルアップを図る。訪問看護ステーションにおいては、職員の人材育成や看護の質の向上を図る。

また、本研修を通じて病院と訪問看護ステーションの連携強化につなげることで、地域包括ケアシステムの構築を進めることを目的とする。

2 実施方法

1) 出向方法

病院看護師が出向元（病院）との労働契約を維持したまま、出向先（訪問看護ステーション）とも労働契約を結び、出向先で一定期間継続的に勤務するものとする（在籍出向）。

2) 出向対象者

県内の病院に勤務する看護師

3) 出向先

県内の訪問看護ステーション

4) 出向実施期間

令和5年7月から令和6年2月末までの間で概ね3か月から6か月程度とする。

（※但し、出向者・出向元・出向先の3者が6か月以上の出向を希望した場合はこの限りではない。）

3 出向研修に関わる費用の補助

区分	対象経費	基準額等
出向元（病院）に対する補助	出向研修期間中の代替職員人件費 〔基本給、通勤手当、賞与、諸手当（規定などで支給が義務付けられているもの）、社会保険料（雇用保険料・労災保険料等）に係る事業主負担分〕	1 病院あたり月額260,000円で計算した額を上限とする〔補助率：3/4以内〕
出向先（訪問看護ステーション）に対する補助	出向者に対する指導料	1 訪問看護ステーションあたり226,600円を上限とする〔補助率：10/10以内〕
	出向研修に必要な諸経費 〔出向者の研修等受講費及び旅費、ユニフォーム・訪問物品等購入費、賠償責任保険等加入料、スマートフォン・タブレット・携帯電話使用料等の実費等〕	1 訪問看護ステーションあたり100,000円を上限とする〔補助率：10/10以内〕

4 その他

- 出向対象施設の選定にあたっては、出向研修を希望する病院と訪問看護ステーションとの条件調整において決定します。事業募集後、希望のあった各機関に対してご連絡をさせていただきます。ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。
- 出向前～出向期間中において、「訪問看護ステーション出向研修支援コーディネーター」が随時相談・支援を行います。

5 問い合わせ先

公益社団法人 島根県看護協会 TEL：0852-61-4331
島根県健康福祉部 高齢者福祉課 TEL：0852-22-6385



1 事業目的

訪問看護ステーションの看護職員の人材確保及び育成、並びに管理者のレベルアップを図るための研修を実施し、医療と介護の総合的な確保を図る上で不可欠な訪問看護の推進を目的とする。

2 研修内容

日 時	内 容	会 場 / 定 員
調整中	精神科訪問看護研修 *「精神科訪問看護基本療養費」 算定届出要件を満たす研修会。	調整中
R6年7月21日(日) 9:30~16:00 R6年8月25日(日) 9:30~16:00 R6年10月20日(日) 10:00~16:00	訪問看護管理者研修 *R5年度より3日間に拡充 *公開講座あり	島根県看護協会 オンラインライブ配信+対面 定員 30名 公開講座 50名
R6.8月10日(土)10:00~16:00	人工呼吸器管理と看護	済生会江津総合病院 定員 30名
R6.10月12日(土)10:00~16:00	【初級編】 フィジカルアセスメントの基本	出雲医療看護専門学校 定員 24名
R6.11月9日(土)10:00~16:00	【中級編】 ABCDを評価する	出雲医療看護専門学校 定員 24名
R6.12月14日(土)10:00~16:00	【応用編】 急変対応	出雲医療看護専門学校 定員 24名

3 申し込み

各研修の要項を確認の上、申し込みを行う。

4 問い合わせ先

島根県訪問看護支援センター（公益社団法人島根県看護協会）
住所：島根県松江市袖師町7-11
TEL：0852-61-4331 FAX：0852-25-3157
E-mail：houkan@shimane-kango.or.jp



1 目的

在宅での療養生活に必要な基本的知識と技術を修得することにより、質の高い看護サービスを提供できる訪問看護師の育成を行う。

2 内容・開催場所・開催時期

定員 30名

内 容	開催場所・日数	開催時期
訪問看護eラーニング	○自宅・職場・その他 (最長5か月間で修了)	令和6年5月～11月
短期集合研修 (講義・演習)	○島根県看護研修センター・5日間 (開講式・修了式を含む)	令和6年5月～12月 開講日：5月13日(月) 修了式：12月20日(金)
実習 (45時間1単位)	○訪問看護ステーション・3日間 ○島根県研修センター2日間(事前事後指導を含む)	令和6年9月～11月

3 応募資格

- 1) 訪問看護に従事している者、または訪問看護に従事する意思がある者
- 2) 訪問看護の知識習得をめざす者、地域看護、在宅医療に関心のある者
- 3) 原則として、島根県内に在住もしくは島根県内の施設に勤務している者

4 応募条件

- 1) 本人のメールアドレスがあること(パソコンが望ましい)
- 2) 自宅や職場でインターネットの画面とテキストを併用しての学習となるので、以下のパソコン等推奨環境が整っており、パソコン等の基本操作が出来る者
*最新の推奨環境は日本訪問看護財団「訪問看護eラーニング」のホームページを参照する。
- 3) 日本訪問看護財団ホームページ上の「訪問看護eラーニング」体験版が問題なく視聴でき(音声、画像移行等)、テスト送信ができること。⇒受講申込前に必ず視聴しておいてください。
日本訪問看護財団「訪問看護eラーニング」のURL➡ <https://www.jvnf.or.jp/e-learning/>
- 4) 本講習期間中の事故・災害等への自己責任がとれること

5 問い合わせ先

島根県訪問看護支援センター(公益社団法人島根県看護協会)
住所：島根県松江市袖師町7-1-1
TEL：0852-61-4331 FAX：0852-25-3157
E-mail：houkan@shimane-kango.or.jp



1 事業目的

各病院の看護体制において中心的な役割を果たす中堅看護職員のモチベーション向上や資質向上に資する研修受講に対する支援を行い、各病院での看護職全体の資質向上や新人看護職員の育成、看護職員自身が安心して働ける職場環境づくりを推進する。

2 事業内容

中堅看護職員（経験年数5年以上とする。）が以下の研修を受講する場合の経費（事業主体が直接研修機関に支出するもの又は受講生に対し受講料等相当額として支出するものに限る。）を県が補助する。

（1）事業主体

県内に所在する病院、診療所、助産所（助産師出向支援事業に限る。）、介護保険施設、訪問看護事業所（看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する指定訪問看護事業を行う事業所）

（2）運営基準

（1）に掲げる事業主体が、実務経験5年以上の看護職員（但し、助産師出向支援事業についてはこの限りではない。）を対象として、他施設等でのキャリアアップのための研修を受講させるものとする。

（3）基準額

看護職員1人あたり 700千円

（4）対象経費

中堅看護師（経験年数5年以上とする。但し、助産師出向支援事業についてはこの限りではない。）が、資質向上に資する研修を受講する場合の次の経費

●研修受講のための受講料、学納金等の経費（テキスト代は除く。）、旅費交通費

（5）補助率

1 / 2

3 留意事項

- ① 補助の対象とする研修等については、「認定看護師教育課程（特定行為研修を組み込んでいない課程）」及び「助産師出向支援事業」とする。
- ② 他の補助事業と対象経費の重複がないよう十分留意すること。
- ③ 研修等を修了した者を補助の対象とするので、修了後は修了証等の写しを提出すること

4 問い合わせ先

島根県健康福祉部 医療政策課 TEL：0852-22-5252



＊
08

特定行為研修関連教育受講支援事業

研修受講料補助

1 事業目的

地域包括ケアの構築に向け、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成する「特定行為研修」の受講推進を図るため、勤務する看護師の特定行為研修の受講費用を負担する医療機関等を支援する。

2 事業内容

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）を受講する場合の経費（事業主体が直接研修機関に支出するもの又は受講生に対し受講料等相当額として支出するものに限る。）を県が補助する。

(1) 補助事業者

県内に所在する病院、診療所、介護保険施設、訪問看護事業所（看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する指定訪問看護事業を行う事業所）

(2) 運営基準

(1) に掲げる補助事業者が、特定行為研修を受講させるものとする。

(3) 基準額

看護職員1人あたり 700千円

※なお、特定行為研修を組み込んだ「認定看護師養成課程」を受講する参加する場合は、看護職員1人あたり400千円を加算する。

(4) 対象経費

- ・保健師助産師看護師法第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修（特定行為研修を組み込んだ「認定看護師教育課程」、「大学院修士課程」を含む。）を受講する場合の次の経費
- ・研修受講のための受講料、学納金等の経費（テキスト代は除く。）、旅費交通費

(5) 補助率

定額

3 留意事項

- ①補助の対象となる研修先施設は、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に基づき厚生労働大臣から指定を受けた研修機関とする。
- ②補助対象には、特定行為研修を組み込んだ「認定看護師教育課程」、「大学院修士課程」を含む。
- ③他の補助事業と対象経費の重複がないよう十分留意すること。
- ④研修等を修了した者を補助の対象とするので、修了後は修了証等の写しを提出すること。

4 問い合わせ先

島根県健康福祉部 医療政策課 TEL：0852-22-5252

＊詳細は、島根県医療介護総合確保促進基金事業実施要綱（別記13）、島根県医療介護総合確保促進基金事業費補助金交付要綱を参照。



1 事業目的

在宅医療にかかわる職員の資質向上に資する研修受講の支援や、在宅医療に関する病院の体制整備を支援することにより、効率的で質の高い在宅医療提供体制の構築を図る。

2 事業内容

- ・在宅医療に関する知識・技能を研鑽するために必要な研修の開催経費及び外部研修受講経費を県が補助する。
- ・病院における在宅医療推進に向けた体制整備に係る経費を県が補助する。
 - (1) 事業主体
県内に所在する病院、医科診療所（訪問診療、往診を実施する者に限る。）及び訪問看護ステーション
 - (2) 運営基準
(1) に掲げる事業主体が、在宅医療推進に関する事業計画書を作成の上、事業を実施するものとする。
 - (3) 基準額
1訪問看護ステーションあたり 200千円
 - (4) 対象経費
 - ・職員を対象とした在宅医療に関する研修の実施、外部研修の受講や、病院内における在宅療養推進に向けた体制整備に係る次の経費
 - ・報償費、旅費、需用費、役務費、賃貸料、使用料及び委託費（前記の経費に該当するものに限る）
 - (5) 補助率
1／2

3 留意事項

- ①本事業の対象となる取組の例は次のようなものが考えられる。
 - ・職員向け研修会・講演会の実施
 - ・外部が企画する研修（訪問看護集中セミナー等）への参加
 - ・病院の職員を診療所や訪問看護ステーションに派遣して行う在宅医療に関する研修の実施
 - ・病院内における協議会組織の設立
 - ・在宅での療養生活を見据えた入退院時における病院の対応マニュアル策定
- ②他の補助事業と対象経費の重複がないよう十分留意すること。

4 問い合わせ先

島根県健康福祉部 医療政策課 TEL：0852-22-5076



1 事業概要

医療機関や訪問看護ステーション等が行う、居宅等に訪問する際に必要な車両や医療機器・器具の整備に対して支援することで、在宅医療を受ける機会の増加、在宅医療の質の向上を図る。さらに、大学等の教育機関において訪問診療についての教育を行うために必要な設備の整備に対して支援を行うことで、訪問診療の一層の普及を図る。

(1) 事業主体

県内に所在する病院、診療所、訪問看護ステーション、薬局等

(2) 補助の要件

整備することによる事業効果が十分に見込まれるものと県が認めたものであること

(3) 補助基準等

① 基準額

県が必要と認めた経費を予算の範囲内で補助する。

ただし、基準額の上限を以下の通りとする。

- ・車両（国産車） 150万円（補助上限 100万円）
- ・心電計 75万円（補助上限 50万円）
- ・上記以外 150万円（補助上限 100万円）

② 対象経費

備品購入費（1品当たりの購入予定単価が10万円以上のものに限る）

（整備機器の一例）

- ・訪問診療等に必要な車両
- ・ポータブルレントゲン装置、微量点滴ポンプ、吸引器 等

（ただし、訪問診療等の際に訪問先で使用する機器に限定する。）

③ 補助率

2 / 3 以内

2 留意事項

- (1) 1事業者につき「車両」「医療機器・器具」のいずれか一方を、1台（1機器）のみ申請可能です。
- (2) 予算に限りがある中より多くの申請者に交付を行うため、必ず複数社から見積書を取得し、安価な方を申請してください。（複数社分の見積書の写しを申請書に要添付）
- (3) 補助金の交付決定日以降に購入（契約・発注）し、かつ、対象事業年度中に納品が完了するもののみ申請が可能です。

3 問い合わせ先

島根県健康福祉部 医療政策課 TEL：0852-22-5076

*
11

～訪問診療・訪問看護確保対策事業～

訪問看護ステーション支援事業

条件不利地域への
訪問経費一部補助

1 事業目的

条件不利地域における訪問看護に取り組む訪問看護ステーションを支援することにより、在宅療養生活の継続が可能となる区域の拡大及び在宅医療の質の向上を図り、地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、島根県内の市町村とする。

3 用語の定義

「条件不利地域」とは、訪問看護ステーションからの距離や道路事情等の要因により、訪問看護が十分に行き届いていない区域として市町村の長が認めたものをいう。

4 事業内容

市町村が条件不利地域における訪問看護に取り組む訪問看護ステーションに生じる逸失利益（移動に時間を要することにより、訪問患者数が減少したことによる診療報酬又は介護報酬の減収分）を対象として行う支援のために必要な経費の一部を県が補助する。

ただし、医療保険における特別地域訪問看護加算を算定した訪問は支援の対象としないものとする。

対象経費	基準額	補助率	備考
訪問看護ステーション支援事業として市町村が交付した補助金	交付対象事業として実施した訪問看護の回数に1,500円を乗じて得た額	4分の3以内	※注1 医療保険における特別地域訪問看護加算を算定したものは対象外とする。 ※注2 同一建物における複数人を連続して訪問する場合、原則補助は1回とする。（建物とは、一戸建て、集合住宅（マンション・アパート・サービス付き高齢者向け住宅等）、社会福祉施設（老人ホーム、グループホーム等）の療養場所全般を指す。）

5 問い合わせ先

島根県健康福祉部 医療政策課 TEL：0852-22-5076



1 事業の趣旨

県は介護施設等における介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など介護事業者が介護環境の改善を図ることを目的として、介護ロボット又はICT（以下「介護ロボット等」という。）を導入するために要する経費に対し、島根県介護ロボット等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助対象者

本事業の補助対象者は、介護サービス事業者の指定又は認可を受けた県内に所在する事業所を運営又は開設する者とする。

3 補助対象経費

- (1) 介護ロボット 介護ロボットの購入又はリース（当該年度分に限る）及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に要する経費（初期設定に要する費用を含む）から、寄附金その他の収入額を控除した額とする。
- (2) ICT ICT機器等（タブレット端末・スマートフォン等のハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート、導入設定、導入研修、セキュリティ対策）の購入又はリース（当該年度分に限る）に要する経費から、寄附金その他の収入額を控除した額とする。

4 補助率及び補助限度額

- (1) 介護ロボット
 - ア 介護ロボットの導入に伴う経費
補助率 1／2 ただし、要件を満たす場合 3／4
補助限度額 1 機器につき30万円
 - イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備
補助率 1／2 ただし、要件を満たす場合 3／4
補助限度額 1 事業所につき150万円
- (2) ICT
補助率 1／2 ただし、要件を満たす場合 3／4
補助限度額 職員数により50万円から130万円

5 問い合わせ先

島根県健康福祉部 高齢者福祉課 TEL：0852-22-5718



訪問看護等在宅ケアを提供する際に生じる、さまざまな疑問や質問に応じて訪問看護師の支援をする。また、県民からの訪問看護等在宅ケアの利用に関する相談に応じる。

【主な相談内容】

県民の皆様

- ・ 訪問看護等在宅ケアの利用に関すること
- ・ 在宅療養および介護に関すること

など

訪問看護の関係者の皆様

- ・ 訪問看護師の人材確保に関すること
- ・ 訪問看護師の育成（研修等）
- ・ 訪問看護ステーションの事業運営
- ・ 訪問看護に関する制度・報酬

など

【相談窓口の利用方法】

- ・ 島根県看護協会ホームページ内、島根県訪問看護支援センターの「訪問看護相談窓口」入力フォームよりメールでお問い合わせください

＊回答には数日のお時間を頂くことがあります。
あらかじめご了承ください。



【発行】

島根県訪問看護支援センター
(公益社団法人島根県看護協会)

〒690-0049 島根県松江市袖師町7-1-1
TEL 0852-61-4331 FAX 0852-25-3157
E-mail: houkan@shimane-kango.or.jp